

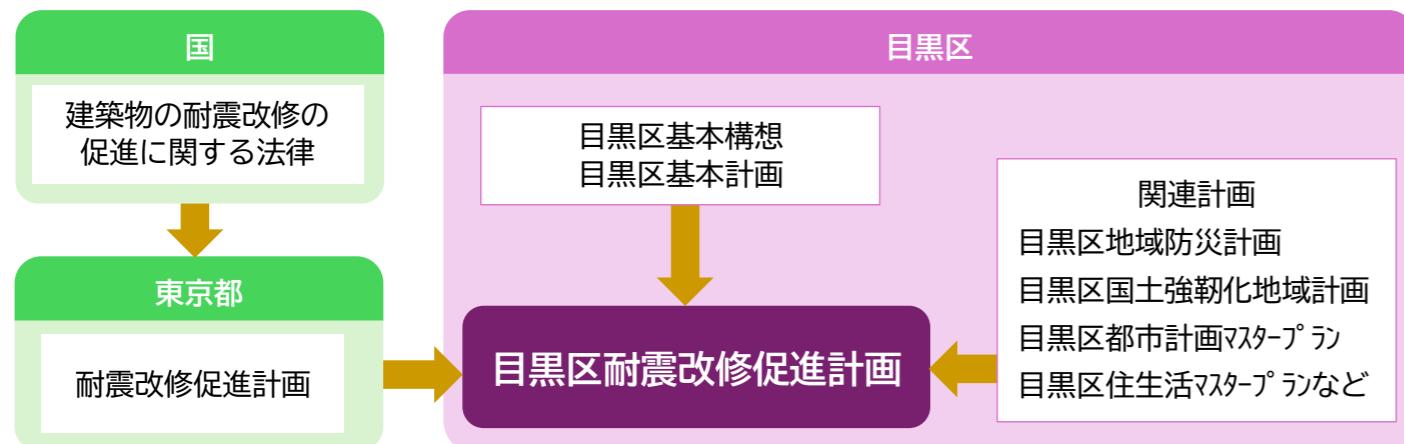
目黒区耐震改修促進計画案の概要

1 改定の背景と目的【素案P.1】

- 目黒区では、2008（平成20）年3月に「目黒区耐震改修促進計画」を策定、2013（平成25）年、2021（令和3）年3月に改定を行って、建築物の耐震化を促進してきました。
- 2022（令和4）年5月に東京都は10年ぶりに「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議）を公表、同年12月にTOKYO強靭化プロジェクトを策定し、地震による建物倒壊等の死者8割減を目指すとしています。
- 2023（令和5）年3月に東京都は「東京都耐震改修促進計画」を改定し、2000（平成12）年以前に建築された新耐震基準の木造住宅についても耐震化の支援を開始するとともに、緊急輸送道路沿道建築物についてはアドバイザー制度の拡充や耐震診断を促進して通行機能を早期に確保することとしました。
- 首都直下地震が30年以内に70%の確率で発生すると指摘される中、まちの防災・減災機能の向上により、区民が安心して暮らし続けられる安全なまちを実現するため、建築物の耐震化を推進していく必要があります。
- 国や東京都の動向や区が抱える現状と課題を踏まえ、より一層建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進するため、本計画を改定します。

2 本計画の位置付け【素案P.2】

- 耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。
- 東京都計画及び目黒区地域防災計画や分野別計画との整合を図ります。



3 計画期間【素案P.2】

2026(令和8)年度から 2030(令和12)年度

- 社会状況や関連計画の改定などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直します。

4 対象区域と対象建築物【素案P.4】

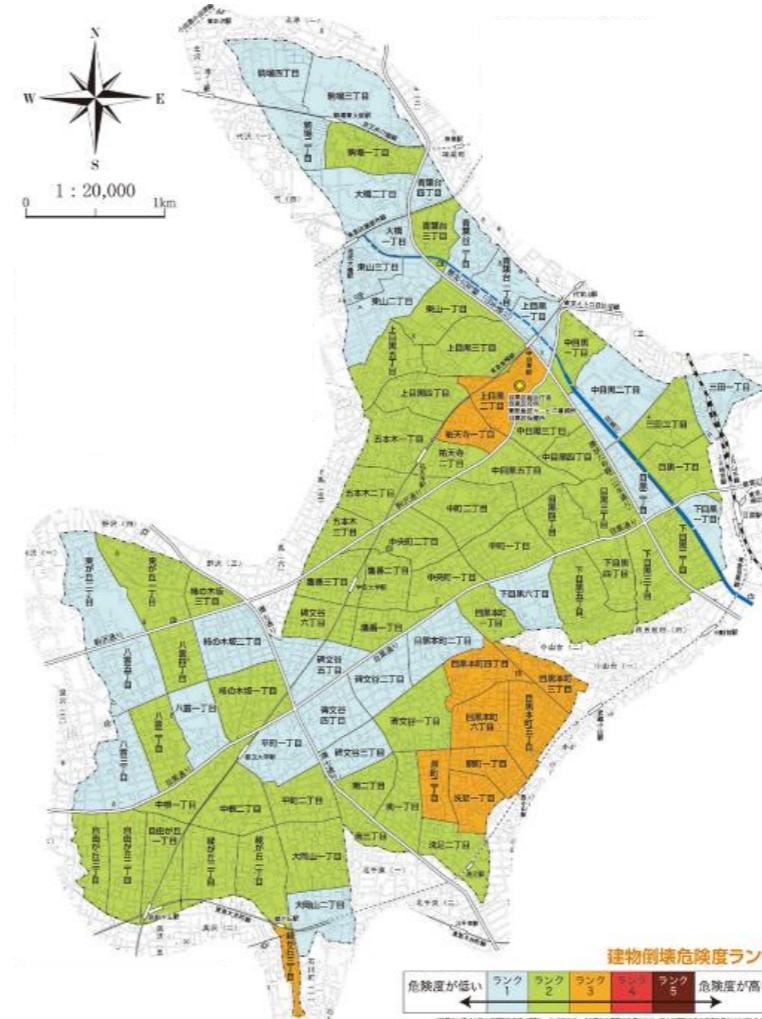
拡充

- 本計画の対象区域は目黒区全域とし、建築物は住宅、特定建築物、防災上重要な区有建築物、緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀等とします。住宅については、2000（平成12）年5月31日以前の2階建て以下の木造住宅（新耐震基準の木造住宅（2000年以前））も対象とします。

5 目黒区を取り巻く状況【素案P.9～14】

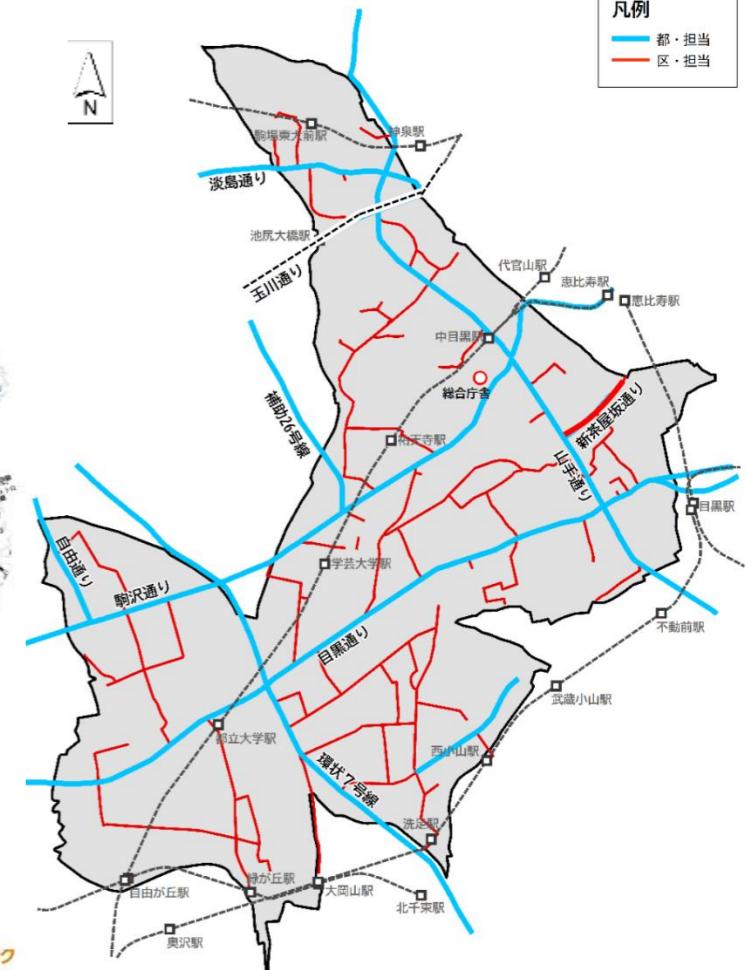
- 目黒区では都心南部直下地震（M7.3）により、死者161人、負傷者2,064人、避難者71,172人、帰宅困難者58,466人などの被害が想定されます。
- 建物倒壊危険度^{※1}では、南部地区、中央地区でランク3の町丁目があり、ランク4以上はありません。
- 地域輸送道路の沿道建築物の耐震化にも取り組んでいく必要があるため、目黒区地域防災計画の緊急道路障害物除去路線について閉塞を防ぐ方策が必要となります。

◆目黒区建物倒壊危険度マップ◆



出典：目黒区地域防災計画（令和5年修正）資料編

◆緊急道路障害物除去路線◆

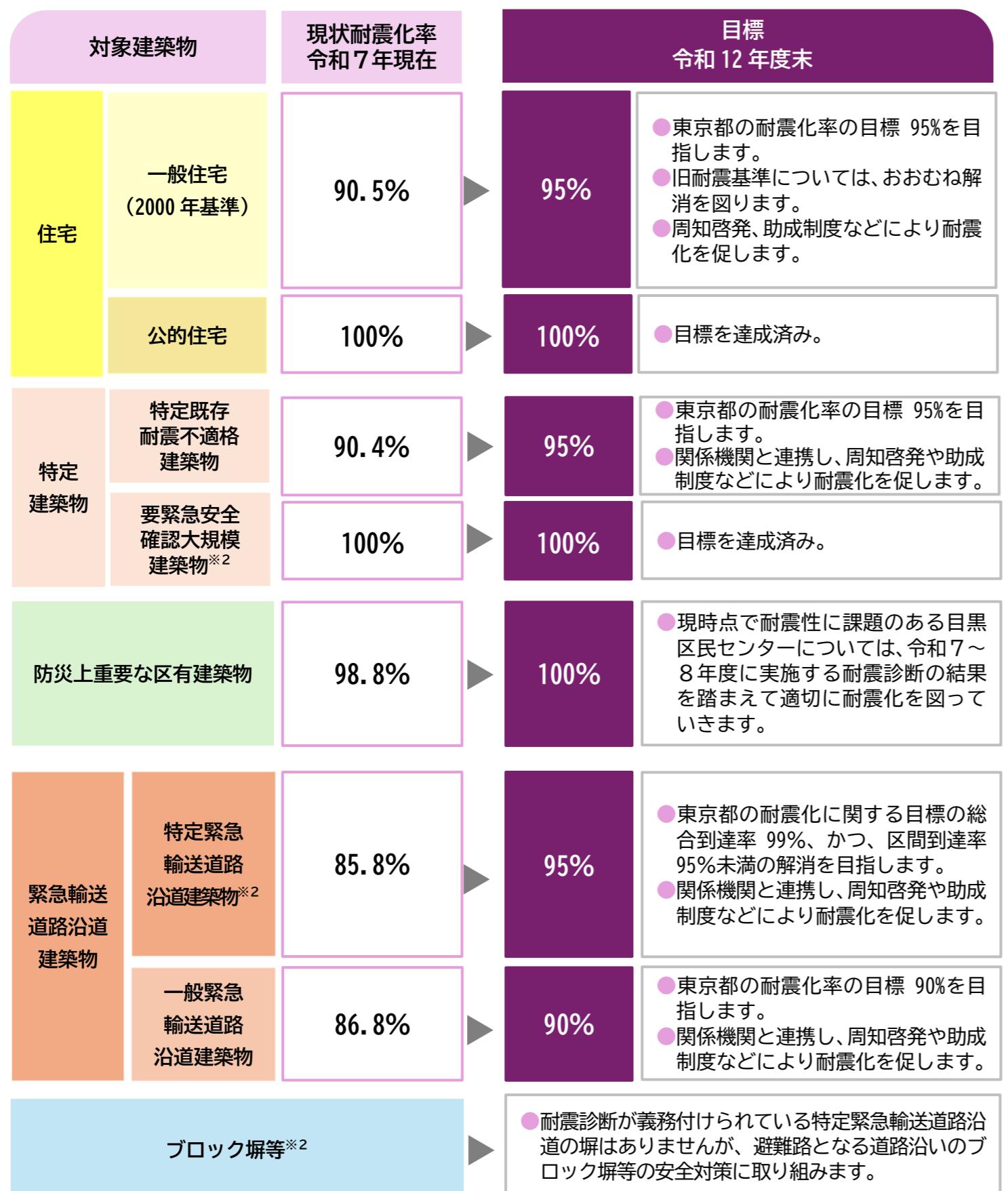


出典：目黒区地域防災計画（令和5年修正）資料編

新規

凡例
— 都・担当
— 区・担当

※1：地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを町丁目ごとに測定し5つのランクに分けた評価



※2：要緊急安全確認大規模建築物、特定緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀等は、耐震診断が義務付けられている建築物

※3：木造住宅密集地域

